諮問庁:北九州市長

諮問日:平成27年12月25日(諮問第58号) 答申日:平成28年9月14日(答申第58号)

答 申 書

#### 第1 審査会の結論

「H○.○月以降、○○区子ども家庭相談コーナーにて相談をした記録」に記録された異議申立人に係る保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)の訂正請求につき、不訂正とした決定は妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成27年条例第49号及び第50号による改正前の北九州市個人情報保護条例 (以下「条例」という。)第30条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂 正請求に対し、平成27年9月3日付け北九〇〇第554号により北九州市長(以 下「処分庁」という。)が行った不訂正決定(以下「原処分」という。)について、 異議申立人提出の保有個人情報訂正請求書のとおり訂正を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 平成27年6月29日付け北九○○第343号にて、処分庁が開示決定した ケース記録票3枚目25行目の「法テラス」を「○○○○」に、5枚目12 行目の「弁護士」を「子ども家庭相談コーナー○○○」に改める。

訂正を求める理由は、記載内容が真実と異なるためである。

(2) 異議申立人が作成した経過メモ(以下「経過メモ」という。) では、「法テラス」への相談の事実はなく、平成○年○月○日は明らかに○○○区役所の子ども家庭相談コーナーへの相談となっている。

経過メモは詳細かつ具体的であり信用性が高い。

#### 第3 処分庁の説明の要旨

処分庁の説明は、理由説明書及び意見聴取における説明によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件異議申立てに係る訂正請求の原処分について

処分庁は、平成27年9月3日付け北九○○第554号をもって、本件対象保有個人情報に事実と異なる点はなく、訂正請求に理由があると認められないことを理由に訂正しない旨の決定(原処分)を行った。

### 2 訂正をしない旨の決定を行った理由

## (1) ケース記録について

○○区役所保健福祉課子ども・家庭相談コーナー(以下「子ども・家庭相談コーナー」という。)では、児童福祉に関する市民からの相談を受け付けている。市民から相談を受け付けた場合において、継続的な相談、支援が必要な相談者については、ケース記録票を作成している。

#### (2) ケース記録票3枚目25行目について

当該記録は、平成〇年〇月〇日、子ども・家庭相談コーナーの職員が、電話にて、異議申立人の〇〇から聴取した、異議申立人に係る相談内容を記録したものである。

異議申立人は、法テラスを〇〇に訂正するよう求めているが、〇〇とは、異議申立人が処分庁に相談する以前から相談していた〇〇〇〇〇〇〇(以下「〇〇〇)という。)が設置する「〇〇〇〇〇〇)(以下「〇〇〇〇)という。)である。

このため、処分庁は、○○○に、異議申立人が訂正を求めている内容の事実確認を行った。○○○からの回答は、○○○○○では弁護士による相談業務は行っておらず、また弁護士を紹介したとの記録も残っていないとのことであった。

よって、異議申立人が行った本件対象保有個人情報の訂正請求に理由があるとは認められないとして、原処分を行った。

#### (3) ケース記録票5枚目12行目について

平成〇年〇月〇日、〇〇区役所保健福祉課地域保健係(以下「地域保健係」 という。)の職員が異議申立人から相談を受けた。

地域保健係は、市民から母子福祉に関する相談を受け付けており、児童福祉 を担当する子ども・家庭相談コーナーとは、日頃から連携して業務を行ってい る。このため、地域保健係の職員は、異議申立人から受けた相談内容を子ども・ 家庭相談コーナーの職員に情報提供した。

当該記録は、その内容を子ども・家庭相談コーナーの職員が記録したものである。

情報を提供した地域保健係においてもケース記録を作成しており、その記録には、平成〇年〇月〇日の異議申立人からの相談内容として、「弁護士の助言もあり土曜日(〇〇/〇〇)に〇〇と警察署へ相談に行く予定。」と記載されていた。

地域保健係のケース記録と子ども・家庭相談コーナーのケース記録には異なる点は認められなかった。

よって、異議申立人が行った本件対象保有個人情報の訂正請求に理由があるとは認められないとして原処分を行った。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①平成27年12月25日 諮問の受理

②平成28年1月22日 処分庁から理由説明書を収受

③同年2月16日 異議申立人から意見書を収受

④同年4月19日 審議

⑤同年5月12日 処分庁からの意見聴取

⑥同年6月21日 審議

⑦同年8月26日 異議申立人からの意見聴取

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、「H〇. ○月以降、○○区子ども家庭相談コーナーにて相談を した記録」に記録された異議申立人に係る保有個人情報(本件対象保有個人情報) に関して次のとおり訂正を求めるものである。

ケース記録票3枚目25行目、「一度、法テラスに相談をしたときには、○○弁護士だった」とある記載のうち、「法テラス」とあるのを「○○○○」と訂正する(以下「本件訂正事項1」という。)。

ケース記録票5枚目12行目、「弁護士に相談すると警察に相談するようにと言われたので、土曜(〇日)に警察に主と○が行く。」とある記載のうち、「弁護士」を「子ども家庭相談コーナー○○○」と訂正する(以下「本件訂正事項2」という。)。

処分庁は、条例第32条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないとして、不訂正とする原処分を行ったところ、異議申立人は、訂正請求書どおりの訂正を求めていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

## 2 訂正請求対象情報該当性について

#### (1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、条例第30条1項において、同項1号及び2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料すると

きに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価、判断、 判定」には及ばないと解される。

- (2) 訂正請求対象情報該当性について
  - ア 本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、異議申立人が条例第16 条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を 本人とする保有個人情報であることから、条例第30条1項1号に該当する。
- イ 本件対象保有個人情報が記録された「H○.○月以降、○○区子ども家庭相談コーナーにて相談をした記録」のうち、異議申立人が訂正を求める部分は、異議申立人の○○又は異議申立人から聴取した内容の概要を記録した部分であると認められることから、条例第30条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。
- 3 訂正の要否について
  - (1)条例第32条は、「訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と規定している。

「訂正請求に理由がある」とは、調査等の結果、請求どおり保有個人情報が「事実でない」ことが判明したときをいうと解される。

(2)本件訂正事項1に関して、異議申立人は、「一度、法テラスに相談をしたときには、○○弁護士だった」との記録のうち、「法テラス」を「○○○○」と訂正するように求めている。

処分庁は、○○○○○の設置者である○○に、異議申立人が訂正を求めている内容が正しいか照会を行い、○○から、○○○○○では弁護士による相談業務は行っておらず、また弁護士を紹介したとの記録も残っていないとの回答を得たうえで、原処分を行っている。一方、異議申立人からは、訂正を求める内容に関しての明確かつ具体的な根拠の提示がなく、当該訂正請求に理由があると認めることは出来ない。このようなことから、本件訂正事項1に関する処分庁の判断は妥当である。

(3) 本件訂正事項2に関して、異議申立人は、「弁護士に相談すると警察に相談 するようにと言われたので、土曜(○日)に警察に主と○○が行く。」との記 録のうち、「弁護士」を「子ども家庭相談コーナー○○○」と訂正するよう に求めている。

本件訂正事項2については、地域保健係の職員が子ども・家庭相談コーナーの職員に情報提供した内容が記載されており、子ども・家庭相談コーナーの記録のほかに、同様の事項を記載した地域保健係の記録が存在することが認められる。処分庁は、情報提供元である地域保健係のケース記録と情報提供先の子

ども・家庭相談コーナーのケース記録を照合させ、内容に相違がないことを確認のうえで、原処分を行っており、本件訂正事項2に関する処分庁の判断は妥当である。

(4) なお、異議申立人は、申立人作成メモ7頁に、「○月○○日 ○○区役所・子ども家庭相談窓口に電話相談。」と記載されていることをもって、「平成○○年○○月○○日は明らかに○○区役所の子ども家庭相談コーナーへの相談となっている」旨主張する。

しかしながら、審査会で見分したところ、申立人作成メモ1頁7行目には、「平成〇年〇月〇〇日 〇〇。」との記載、同頁8行目には「平成〇年」との記載があり、以後、同メモ7頁の最終行に「平成〇年」との記載があるまで、「月」または「月日」などの記載があるのみで、「年」の記載はない。こうした記載から判断すると、申立人作成メモ1頁の8行目「平成〇年」から、同メモ7頁の最終行「平成〇年」と記載されるまでの間は、平成〇年の出来事が記載されているものと強く推認されるのであり、この間の記載である「〇月〇〇日 〇〇区役所・子ども家庭相談窓口に電話相談。」が、平成〇年の記載であるとする異議申立人の主張には、疑問を抱かざるを得ない。

また、仮に、これが平成〇年の記載であったとしても、そもそも、この記載からは、異議申立人が、どのような内容を子ども・家庭相談コーナーに相談したのか明らかではなく、異議申立人が訂正を求めている処分庁の記載が「事実でない」ことが判明したと言うことはできず、異議申立人の訂正請求に理由があるとは認められない。

#### 4 結論

以上のことから、当審査会は、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正 とした原処分について、妥当であると判断した。

# 北九州市個人情報保護審査会

会長河原一雅委員櫻井弘見要員原田美恵委員松木摩耶子